

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 新保土ヶ谷 IC～川上 IC間付加車線工事

No.	質問箇所	質問事項	回 答
1	図面03-9 参考図 : 施工ステップ断面図 (1) (No. 5+100) : 鋼管杭打設 施工ステップ 図(1)～(3)	施工ステップ断面図(1) (No. 5+100)のSTEP4では路肩固定仮設防護柵設置を行った後、STEP5で下り線走行車線規制(夜間)の交通運用で擁壁反力架台設置、鋼管杭圧入を施工する計画となっています。一方、鋼管杭打設 施工ステップ図(1)～(3)では路肩固定仮設防護柵の設置は行わず、下り線走行車線規制(夜間)の交通運用のみで擁壁反力架台設置、パイラー組立、鋼管杭圧入を施工する計画となっています。どちらの交通運用で施工するのが正しいと考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	図面03-9 参考図15/27鋼管杭打設施工ステップ図(5)に示すジャイロパイラーとクランプクレーンを2パーティ配置するまでの鋼管杭施工においては、下り線走行車線規制(夜間)を併用(昼間は固定規制を復旧し供用)した施工を想定しています。
2	図面03-9 参考図 : 施工ステップ断面図 (1) (No. 5+100) : 鋼管杭打設 施工ステップ 図(1)～(3)	上記の施工ステップ断面図(1) (No. 5+100)のSTEP4、STEP5で施工を行う場合、施工時にラフタークレーンのアウトリガーを路肩固定仮設防護柵より車線側にはみ出して設置する必要があるため、路肩固定仮設防護柵を一部撤去し、復旧する必要があると考えます。夜間作業日毎に撤去・復旧すると考えてよろしいでしょうか。また、この費用については別途協議と考えるとよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	図面03-9 参考図1/27施工ステップ断面図 (1) (No. 5+100)STEP4、STEP5の施工時は、夜間作業日毎に路肩固定仮設防護柵の一部を撤去・復旧するものとし、これに要する費用については、単価に含まれます。
3	図面03-8 遮音壁・雑工 : 規制図(その14) 路肩固定 規制	規制図(その14)の右上部に「工事車両入口」、「工事車両出口」の表示があります。クランプクレーンでの昼間施工に使用する鋼管を夜間搬入する際は、新保土ヶ谷IC側から「工事車両入口」に進入し、後進走行で固定仮設防護柵内の施工ヤードに進み、荷降ろし後、前進走行で「工事車両出口」から今井IC方向に退出すると考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	特記仕様書25-10-4(3)に記載のとおり、鋼管杭の材料搬入は夜間の車線規制で行います。
4	入札公告説明書 4-2. 技術評価の評価項目等 図面03-9 参考図 : 鋼管杭打設 施工ステップ 図(1)～(7)	評価項目が「コンクリート防護柵施工における、供用中路線の走行車両に対する安全管理に関する留意点と対応策」となっており、「材料取卸し時の対策に関して1提案」が求められておりますが、鋼管杭打設 施工ステップ図のラフタークレーンでの取卸し、クランプクレーンでの取卸しの両方が提案対象と考えるとよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	評価項目「鋼管杭施工における、供用中路線の走行車両に対する安全管理に関する留意点と対応策」における「材料取卸し時の対策に関して1提案」については、鋼管杭打設施工ステップ図のラフタークレーンでの取卸し、クランプクレーンでの取卸しの両方が提案対象です。※質問の内容を鑑み、コンクリート防護柵を鋼管杭に読み替えて回答します。